

秋田県建築物エネルギー消費性能適合性判定等事務取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定による法第12条第1項及び第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「判定」という。)等に係る事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(軽微変更該当証明書交付申請)

第2 判定を受けた計画に係る変更が、法第12条第2項及び法第13条第3項に規定する軽微な変更該当するものとして、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)第11条に規定する省令第3条(省令第7条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請をしようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(様式第1号)に省令第1条第1項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る)を知事に提出しなければならない。ただし、当該直前の法第12条第3項又は同法第13条第4項の規定による通知書の交付を秋田県知事から受けた場合にあつては、軽微な変更該当証明書交付申請書に、省令第1条第1項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものを知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の規定による申請の内容が省令第3条に規定する軽微な変更該当していると認めるときは、軽微変更該当証明書(様式第2号)を交付しなければならない。

(判定申請の取下げの届出)

第3 判定の申請をした者が、申請に係る判定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、判定申請取下届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(特定建築物に係る基準適合命令)

第4 知事は、法第14条第1項の規定により建築主に対し基準適合を命ずるときは、特定建築物に係る基準適合命令書(様式第4号)により行うものとする。

(建築物に係る指示等)

第5 知事は、法第16条第1項又は第19条第2項の規定により提出者等に指示をするときは、建築物に係る基準適合指示書(様式第5号)により行うものとする。

2 知事は、法第16条第2項又は法第19条第3項の規定により前項の指示を受けた者に基準適合を命ずるときは、建築物に係る基準適合命令書(様式第6号)により行うものとする。

る。

(特定建築物に係る報告の徴収)

第6 知事は、法第17条第1項の規定により建築主等に対し報告を求めるときは、特定建築物に係る報告を求める通知書(様式第7号)により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた建築主等は、特定建築物等に係る状況報告書(様式第8号)により知事に報告するものとする。

(建築物に係る報告の徴収)

第7 知事は、法第21条第1項の規定により建築主等に対し報告を求めるときは、建築物に係る報告を求める通知書(様式第9号)により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた建築主等は、建築物に係る状況報告書(様式第10号)により知事に報告するものとする。

(認定の申請に係る添付図書)

第8 法第29条第1項(法第31条第1項の規定による認定の申請の場合を含む。以下、第4まで同じ。)の規定による認定の申請をしようとする者は、非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合にあつては一に掲げる図書を、一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請にあつては二又は三に掲げるいずれかの図書を添付しなければならない。

一 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)が法第30条第1項各号の基準に適合していることを証する書類

二 住宅の品質の確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下、「登録住宅性能評価機関」という。)が、法第30条第1項各号の基準に適合していることを証する書類

三 住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合しているものであること。)の写し

2 法第36条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、次に掲げるいずれかの図書を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる書類

二 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第3条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し

五 住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、又は等級5に適合しているものであること。）の写し

3 その他知事が必要と認める書類

（認定申請に係る添付図書の省略）

第9 知事が認める場合において添付図書の省略をすることができる。

（認定申請の取下げの届出）

第10 法第29条第1項又は同法第36条第1項の規定による認定の申請をした者が、それぞれ申請に係る認定を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届出書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第11 知事は、法第29条第1項の規定に基づく申請が同法第30条第1項各号に掲げる基準に、又は同法第36条第1項の規定に基づく申請が第2条第3号に規定する基準に適合しないと認めたときは、認定しない旨の通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 前項の規定は、法第31条第2項の規定により準用する場合について準用する。

（認定に係る軽微な変更の届出）

第12 認定建築主は、法第31条第1項に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届出書（様式第13号）を知事に提出しなければならない。

（認定に係る計画の取りやめの届出）

第13 認定建築主は、法第30条第1項の規定による認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめたときは、取りやめ届出書（様式第14号）に認定通知書を添えて知事に提出しなければならない。

（認定に係る建築の完了の報告）

第14 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築の工事が完了したときは、当該建築の工事が建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事されたことについて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が行った確認の内容を記載した書類を添えた完了報告書（様式第15号）を知事に提出しなければならない。

い。

(認定に係る報告の徴収)

第15 知事は、法第32条又は法第38条の規定により、認定建築主又は法第36条第2項の認定を受けた者に対し報告を求めるときは、認定に係る報告を求める通知書(様式第16号)により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた者は、認定に係る状況報告書(様式第17号)により知事に報告するものとする。

(認定に係る改善命令)

第16 知事は、法第33条の規定により認定建築主に対し改善を命ずるときは、改善命令書(様式第18号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第17 知事は、法第34条の規定により認定を取り消すときは認定取消通知書(様式第19-1号)により、法第37条の規定により認定を取り消すときは認定取消通知書(様式第19-2号)により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日までに、法による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関により技術的審査を受け、交付された技術的適合証(以下「旧適合証」という。)については、法第30条第1項各号に掲げる基準の改正等がなされるまでの間は、第8第1項の規定による認定の申請に係る添付図書とみなす。この場合において、非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る申請をする場合にあつては第8第1項第一号に掲げる図書又は旧適合証を、一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請をする場合にあつては同項第2号若しくは第3号に掲げる図書又は旧適合証を添付するものとする。

(施行期日)

1 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

(第一面)

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名
設計者の氏名

印
印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更が同規則第3条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合性判定通知書番号】 第 号
【適合性判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日
【適合性判定通知書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
担当印		

(注意) 第二面から第五面までとして建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による
軽微変更該当証明書

文 書 番 号
年 月 日

建築主
住所
氏名 様

秋田県知事 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
届出者 氏 名 印
(申請者) 電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

建築物エネルギー消費性能適合性判定の
申請の取下げについて (届出)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項及び第13条第2項の規定による適合性判定の申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げの理由

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

文 書 番 号
年 月 日

建築主
住所
氏名
様

秋田県知事 印

次の特定建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定に基づき必要な措置をとることを命ずる。

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知年月日及び通知番号

年 月 日 指令 ー

2 適合性判定を受けた建築物の位置

3 必要な措置の内容

4 措置の期限

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

文 書 番 号
年 月 日

建築主
住所
氏名

様

秋田県知事

印

次の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
の規定に基づき必要な措置をとることを指示する。

〔 第16条第2項 〕

〔 第19条第2項 〕

1 届出等年月日

年 月 日

2 届出等のあった建築物の位置

3 必要な措置の内容

4 措置の期限

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

文 書 番 号
年 月 日

建築主
住所
氏名
様

秋田県知事

印

次の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
〔 第16条第2項 〕
〔 第19条第3項 〕
の規定に基づき改善に必要な措置をとることを命ずる。

1 届出等年月日

年 月 日

2 届出のあった建築物の位置

3 必要な措置の内容

4 措置の期限

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、することができません。

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県知事

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔第12条第1項
第13条第2項〕の規定により判定を

受けた建築物について、同法第17条第1項の規定に基づき次のとおり報告を求めます。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知年月日及び番号

年 月 指令 ー

- 2 適合性判定を受けた建築物の位置

- 3 報告を求める内容

- 4 報告の期限

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
報告者 氏 名 印
電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

特定建築物に係る状況報告書

平成 年 月 日付け〇建-〇〇〇〇により報告を求められた建築物について、次のとおり報告します。

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知年月日及び番号

年 月 日 指令 ー

2 適合性判定を受けた建築物の位置

3 報告を求められた内容

4 報告内容

(注) 1. 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
2. 内容が分かる資料等(図面等)を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県知事

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項の規定により届出のあった建築物について、同法第21条第1項の規定に基づき次のとおり報告を求めます。

1 届出等年月日

年 月 日

2 届出等のある建築物の位置

3 報告を求める内容

4 報告の期限

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
報告者 氏 名 印
(建築主等) 電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

建築物に係る状況報告書

平成 年 月 日付け〇建-〇〇〇〇により報告を求められた建築物について、次のとおり報告します。

- 1 届出等年月日
年 月 日
- 2 届出等を行った建築物の位置
- 3 報告を求められた内容
- 4 報告内容

(注) 1. 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
2. 内容が分かる資料等(図面等)を添付すること。

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
届出者 氏 名 印
(申請者) 電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

建築物エネルギー消費性能向上計画等認定（変更の認定）の
申請の取下げについて（届出）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔 第29条第1項
第31条第1項
第36条第1項 〕の規定による認定

の申請を取り下げたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
- 3 取下げの理由

(注) 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県知事

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（第29条第1項、第31条第1項、第36条第1項）の規定に基づき申請あり

ました次の申請については、次の理由により同法（第30条第1項、第31条第2項、第36条第2項）の規定による認定をしない

ととしたので通知します。

1 申請年月日

年 月 日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 認定しないこととした理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、することができません。

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
 認定建築主 氏 名 印
 電話番号
 [法人にあつては、主たる事務所の所在地、
 名称及び代表者の氏名]

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る軽微な変更について (届出)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項の規定により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第31条第1項に規定する軽微な変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

- 2 認定に係る建築物の位置

- 3 軽微な変更の内容

変更前	
変更後	
変更理由	

- (注) 1. 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
 2. 変更内容が分かる資料 (図面等) を添付すること。

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
認定建築主 氏 名 印
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

建築物エネルギー消費性能向上計画の取りやめについて (届出)

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築の工事を取りやめたので、次のとおり届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

- 2 計画に係る建築物の位置

- 3 取りやめる理由

(注) 1. 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
2. 認定通知書を添付すること。

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
認定建築主 氏 名 印
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

建築物エネルギー消費性能向上計画の建築の完了について（報告）

建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築が完了したので、次のとおり報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

- 2 計画に係る建築物の位置

- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われていることを確認した建築士及び当該建築士が属する建築士事務所

() 建築士 () 登録第 号
住 所
氏 名 印

() 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名 称
代表者氏名 印

- (注) 1. 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
2. 建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事された旨が記載された、建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

様

秋田県知事

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律〔第30条第1項〕の規定により認定を受けた計画（建築物）について、同法〔第32条〕の規定に基づき次のとおり報告を求めます。
〔第36条第2項〕
〔第37条〕

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

- 2 認定を受けた建築物の位置

- 3 報告を求める内容

- 4 報告の期限

年 月 日

(あて先) 秋 田 県 知 事

住 所
報告者 氏 名 印
電話番号
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

消費性能向上計画等認定等に係る状況報告書

平成 年 月 日付け〇建-〇〇〇〇により報告を求められた計画（建築物）について、次のとおり報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

- 2 認定を受けた建築物の位置

- 3 報告を求められた内容

- 4 報告内容

(注) 1. 氏名を自書した場合は、押印を省略することができます。
2. 内容が分かる資料等（図面等）を添付すること。

文 書 番 号
年 月 日

認定建築主
住所
氏名 様

秋田県知事 印

次の建築物エネルギー消費性能向上計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第33条の規定に基づき改善に必要な措置をとることを命ずる。

1 建築物エネルギー消費性能向上計の認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

2 認定を受けた建築物の位置

3 改善に必要な措置の内容

4 改善の期限

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。

文 書 番 号
年 月 日

認定建築主
住所
氏名

様

秋田県知事

印

下記の建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条の規定に基づき、下記の理由により当該認定計画を取り消したので通知します。

1 建築物エネルギー消費性能基準適合認定年月日及び認定番号

年 月 日 指令 ー

(※) 確認年月日、番号
年 月 日 第 号
建築主事の氏名

2 認定を受けた者の住所、氏名又は名称等

3 認定を受けた建築物の位置

4 認定を受けた建築物の規模、構造等

5 取り消しの理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日から起算して1年を経過したときは、することができません。

(※)は法第30条第4項において準用する建築基準法第18条第3項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入します。

文 書 番 号
年 月 日

認定を受けた建築主
住所
氏名 様

秋田県知事 印

下記の基準適合認定建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第37条の規定に基づき、下記の理由により当該認定を取り消したので通知します。

- 1 建築物エネルギー消費性能基準適合認定年月日及び認定番号
年 月 日 指令 ー
- 2 認定を受けた者の住所、氏名又は名称等
- 3 基準適合認定建築物の位置
- 4 基準適合認定建築物の規模、構造等
- 5 取り消しの理由

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。